公益社団法人茨城県看護協会·茨城県看護師等無料職業紹介所 個人情報適正管理規程

(職員の範囲及び責任者)

- 第1条 個人情報を取り扱う職員の範囲は、無料職業紹介事業所の職員とする。
- 2 個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 橋本 泉 とする。

(教育)

- 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年 1 回実施する。
- 2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るように努めることとする。 (開示及び訂正)
- 第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更に、これに基づき訂正の請求のあった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

(苦情への対応)

- 第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合に ついては、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
- 2 個人情報の苦情処理担当者は、職業紹介責任者 橋本 泉 とする。 (その他)
- 第5条 この規程に規定がないものについては、茨城県ナースセンター「個人情報取扱いマニュアル」により扱う。

附則

- この規程は、平成12年2月1日から施行する。
- この規程は、平成14年3月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月2日から施行する。
- この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年1月1日から施行する。